

カントの第三批判「序論」における目的論的判断力と美感的判断力

細 谷 章 夫

カントは第三批判の序文 *Vorrede*において、すでに「判断力批判」^①で取扱うべき問題を(BV/VI, 以下第二版で表示する)提示している。整理すれば次の三点である。(1)私たちの認識能力の秩序において、悟性と理性の間で中間項 *ein Mittelglied* をなしている判断力 *die Urteilskraft* は、それ自身だけでア・プリオリな諸原理 *Prinzipien a priori* をもっているのかどうか。(2)これらの諸原理は構成的 *konstitutiv* なのか、それとも統制的 *regulativ* なのか。(3)判断力は(悟性や理性のように)認識能力 *das Erkenntnisvermögen* と欲求能力 *das Begehrungsvermögen* との間ににおける中間項としての快と不快の感情 *das Gefühl der Lust und Unlust* に規則 *die Regel* をア・プリオリに与えるかどうか、である。しかし私はやや視点をかえて、この序論で述べられている目的論的判断力と美感的判断力という二つの判断力の特色を、明確にすることに第一の力点をおきたいと思う。というのはカントが悟性と理性の中間項として判断力を取上げながらも、実際には判断力一般として論ずるよりは、目的論的判断力と美感的判断力の二種類に分けて、比較しながらより多く論じていることであり、またこの二つの判断力はその本質をかなり異にしているように思えるからである。「序論」の終りのところでカントは云う。「自然の合目的性に関する判断力の概念は、なお自然に所属しているが、しかしただ認識能力の統制的原理として *aber nur als regulatives Prinzip des Erkenntnisvermögen* である。ある種の対象(自然や芸術の)に関する美感的判断力、それが自然の合目的性の概念を引き起すのだが、その判断力が快と不快の感情に関しては、一つの構成的原理 *ein konstitutives Prinzip* であるのだけれども(BL VI/L VII)。つまり判断力は一方で目的論的判断力として統制的原理を含み、他方美感的判断力としては一つの構成的原理を含むものとして、特色づけられているのである。上に示したカントの提示した問題(2)に答えるならば、判断力は統制的でもあり、構成的でもあるということになろう。判断力はなるほど二つの仕方で機能するということをふまえた上で、自然の合目的性を統制的原理として含む目的論的判断力とは何か、そして快と不快の感情に関して、一つの構成的原理を含む美感的判断力とは何かと問うことが、第一の問題である。そしてそれはカントの考え方を明確にする上でより有益と思われる。事実カントの「序論」における叙述は、それを早くから明確にしないままに叙述されているので、それがかなり不明瞭なものにしているように私には思われる。従ってこの論文において私は、次のような仕方でさらに問題を提示しよう。第二に同じ判断力でありながら、一方は統制的原理を含むもの、他方は一つの構成的原理を含むものとさせている根拠は一

体何であるのか、第三に判断力が理性と悟性の中間項とみなされる限り、自由概念と自然概念とを結びつけるものもあるはずである。カントも判断力に明らかにその意味をもたせているが、それは美感的判断力なのか、それとも目的論的判断力なのか。またそれは理論的にうまく成功しているのかどうか。以上の観点から（一）目的論的判断力、（二）美感的判断力、（三）中間項としての判断力、の表題のもとに論じていくつもりである。

一 目的論的判断力

一般に判断力とは、特殊なものを一般的なものに含まれているものとして思考する能力であるとカントは云う（B XXV）。しかしこの判断力は一般的なものが与えられているのかどうかで、さらに二つに別けられる。一般的なものが与えられていて、特殊なものがその一般的なものの下に包摂される場合には、その判断力は規定的bestimmendである（BXXVI）。この規定的判断力die bestimmende Urteilskraftは、悟性が与える一般的な超越論的諸規則の下に、ただ包摂的にsubsumierend機能するだけだからである。具体的にはカテゴリーによる諸判断がそうであるし、また形式論理学における判断間の関係——それが一般と特殊の包摂関係で考えられる限り、三段論法にもみられるものであろう。重要なのはもう一つのほうである。それは特殊的なものだけが与えられていて、この判断力が逆に一般的なものを見い出す場合で、そのときの判断力は反省的reflektierendと云われる（B XXVI）。この反省的判断力die reflektierende Urteilskraftは、カントによると自然における特殊なものを一般へと上昇すべき責務をもっているという。そしてまた、この判断力は経験から借りることの出来ないある原理を必要とする（B XXVI / XXVII）のである。反省的判断力が必要とする原理、それは何であるのか。

カントはこの原理が次のような性格をもつものとする。その原理はすべての経験的な諸原理の統一を、同様に経験的ではあるが、より高次の諸原理の下において基礎づけるはずのものとしている。簡単に云えば「統一の原理」を示すことであり、それはすべての経験的諸原理をより高次の経験的原理に帰着させることを可能にさせるものである限り、諸原理間の包摂を可能にさせる根拠である。さらにカントはそれを押し広げ、次のようにも云う。これら経験的諸原理とより高次の経験的諸原理相互の、体系的な従属関係の可能性die Möglichkeit der systematischen Unterordnungを基礎づけるべきもの（B XXVII）なのである。あらゆる経験的諸原理を、相互に体系的な従属関係において結合させるもの、あるいはその結合を可能にさせるものは何かがカントの問題点であり、求める原理なのである。しかし「あらゆる経験的諸原理を相互に体系的な従属関係において」とはより具体的には何か。カントは一般的な経験的（自然）法則と特殊な経験的（自然）法則との関連でそれを述べている。「ところでこの原理は、次のようなもの以外ではありえない。一般的な諸

自然法則は私たちの悟性のうちにその根拠をもつていて、悟性はその諸法則を自然において（しかしながらただ自然についての一般的な概念に従った自然として）指示するのであるから、特殊な経験的諸法則においては、あの一般的な諸法則によって無規定的なものにされているのだから、それに関する特殊な経験的諸法則は、次のような統一に従って考えられなければならない。悟性が（たとえ私たちの悟性ではなくても）同じく特殊な諸自然法則に従って経験のある体系を可能にするため、私たちの認識能力のために、この統一をあたかも与えたかのようにである(B XXVII)。一般的な(自然)法則とは悟性にその根拠をもつと云われる限り、自然に規則性を与えるカテゴリーによる個々の一般的な自然認識のことであり、それに対して特殊な経験的(自然)法則とは、「あの一般的な諸法則によって無規定的なものにされている」とする限り、悟性による一般的な諸法則によっては与えられない、自然全体の統一のための諸法則のことを意味しているのである。従って上記の引用文は、悟性は自然全体の統一に関しては実際上、法則を与えないので、特殊な自然法則が統一を可能にするために考えられるとするならば、その法則はあたかも悟性が統一を与えたかのように考えられなければならないものだろうとしているのである。しかしこの特殊な経験的(自然)法則はただ任意に与えられるのではなく、かえって個々のカテゴリーによる一般的な自然法則をふまえ、包摂したうえで考えられるのである。反省的判断力の特殊なものと一般的なものとの関係から云えば、一般的な自然法則を特殊なものとしてふまえ、全体を統一するものとして一般的なものが、ここで云う特殊な経験的(自然)法則に求められるのである。カントはこの関係を1つの原理として、別のところでは自然の特殊化の原理² das Gesetz der Spezifikation der Naturと呼んでいる。何故ならそこで「特殊化する」 spezifizieren とは、カテゴリーによって与えられた自然の一般的な諸法則をそれぞれ類とするのではなく、それぞれ種とみなし、それら諸法則全体の統一(一般的なもの)を類として求めることを目ざしているからである。その自然統一(一般的なもの)が果して求められるかどうかは別として、とりあえず自然の一般的な諸法則を相異なる種となすこと、これが「特殊化する」ことの意味なのである。そしてこの「特殊化する」ことを一つの原理と考えられたのが、「特殊化の原理」に外ならない。

反省的判断力が必要とする原理のもつ性格は、以上のことから明らかなように、第一にそれは経験的諸原理とより高次の経験的諸原理相互の体系的な従属関係の可能性を基礎づけるものであった。第二はある諸原理とより高次な諸原理との関係は、反省的判断力の性格から由来するように種としての諸原理をふまえ、包摂する仕方でより高次の類としての諸原理が求められるということであり、云い換えれば、特殊化の原理に従ったやり方ということが出来るものであった。第一は諸原理とより高次の諸原理との間の相互関係としての従属関係が形式的にしか述べられていないのに対して、第二においては諸種としての低次の諸原理のみが与えられていて、そこからより高次の諸原理が求められること、そしてその高次の諸原理は低次の諸原理をその部分として包摂するような仕方で存在する、類と

しての原理であるとした。その意味では、單なる形式的な相互関係が示されているのではなく、いわば内容的、実質的な相互関係が示されていると云える。しかし問題はここにある。与えられた種としての諸原理から、どうして常に類としての諸原理の存在を主張することが出来るのか、あるいは出来ないのか、出来ないとすると、それにも拘ず存在するとする根拠は一体何であるのか。ここに反省的判断力が必要とする原理の、もっとも基本的な条件が考えられなければならないのである。第三の性格は、それを端的に云えば、判断力の主観的な原理であると云えよう。先の引用文にひきつづいて、「現実に、あたかもこのような仕方で、このような統一が想定されなければならない」と云うのではなく（というのは、それはただ理念が原理として役立つ反省的判断力であって、反省のためのものであって、想定するためのものではないのだから）、かえってこの能力は、そのことによって自分自身に一つの法則を与えるのであって、自然に与えるのではない(B XXVII/XXVIII)」とカントが云うとき、それが意味するのは、現実に統一が存在するというのではなく、原理が存在するかのようにさせている限り、それは判断力の主観的原理であるというわけである。しかし一体この主観的原理はどのような権利のもとに主張されうるのだろうか、それは全く任意的な原理なのだろうか。このことは以下さらに追求されなければならない。がその前に、上記の三つの条件を満たすような原理に対して（その本質はさらに論じられなければならないにせよ）、なんらかの名称があるほうが望ましい。その本質から云えばそれこそまさに統制的原理ということになろうが、少くとも形式的に上記の三つの条件を一つの概念で表わす名称があったほうが便利である。カントは第三批判に於いて、このような概念を「合目的性 die Zweckmäßigkeit」と表現しているといえるのである。以下私たちはカントに従い、合目的性の概念を用いながら、その本質である統制的原理とは何かを追求していきたい。もちろん合目的性の概念は、目的論的判断力の本質である統制的原理だけに使用されるのではなく、美感的判断力においても使われ、その意味においては反省的判断力一般の概念として使われるものではあるのだけれども。

「ところで、ある客觀ein Objektの概念は、それが同時にこの客觀の現実性の根拠を含んでいる限りにおいて、目的 der Zweckと云われ、また諸目的に従ってのみ可能であるところの、ある物と諸物とのそうした性質との一致die Übereinstimmungは諸物の形式の合目的性die Zweckmäßigkeit der Form der Dingeと云われているのであるから、判断力の原理は経験的諸法則一般の下における自然の諸物の形式に関しては、その多様性における自然の合目的性die Zweckmäßigkeit der Naturと呼ばれる。すなわち自然はこの概念によって、あたかも悟性が経験的諸法則の多様なるものの統一の根拠を含むかのように、そのように表象される(B XXVIII)。目的とは客觀（対象）の概念ではあるが、それは客觀（対象）の現実性の根拠をもつていなければならぬ限り、決して任意的なものではなく、またある客觀（対象）の概念そのものは、現実的な根拠ではなくても、他方において現実性の根拠をふまえたものであり、「諸物の形式の合目的性」と

はある物と諸物との関係が形式的に目的に適っていること、あるいは一致しているとしてのみ理解されうることを云う。それだから判断力（これは反省的判断力と解せられる）の原理を一言で云えば、「自然の合目的性」ということで云い表わされるわけである。と云うのは自然是、この「自然の合目的性」という概念によって、あたかも悟性が諸物についての多様なる経験的諸法則を統一するための根拠を含むかのように考えられるからであるとしているからである。ところでカントはひきつづいて、この「自然の合目的性」を反省的判断力においてのみその起源をもつところの、ア・プリオリな特殊な概念 *ein besonderer Begriff a priori* (B XXVIII) であると云い、この概念を使用することが出来るのは、自然における諸現象の結合に関して、自然について反省するためである (B XXVIII)とも云う。反省的判断力にその起源をもつア・プリオリな特殊な概念とはなにか。とくにこの章において解明しようとしている目的論的判断力は統制的原理であるのだから、その統制的原理がもっているア・プリオリな特殊な概念とはどのようなものなのか。またこの自然の合目的性を使用することが出来るために、「自然について反省するためである」とは何を意味するのか。しかし今はこれを一まずおいて別の方面から、合目的性の概念の本質を追求しよう。

自然の合目的性の原理は一つの超越論的原理である (B XXIX / XXX) という。超越論的原理とはカントの定義による (B XXIX) と、やや直訳的に云えば、「一般的な条件がその原理によってア・プリオリと考えられるものであって、その一般的な条件のもとにおいてのみ、諸物は私たちの認識一般の諸客觀（対象）*Objekte*となるものである。」 Ein transzendentes Prinzip ist dasjenige, durch welches die allgemeine Bedingung a priori vorgestellt wird, unter den allein Dinge Objekte unserer Erkenntnis überhaupt werden können. こう云い換えたほうが理解しやすいだろう。諸物が私たちの認識の客觀（対象）となるには、認識論的にみれば、ある一般的な条件が必要であって、その一般的な条件そのものは理論的に、ある原理を前提することにより必然的に出てくるものである。だから一般的に云えば「超越論的原理」とは、それ自身決して経験に依存することのない理論的根拠であって、その原理によってはじめて私たちの認識が客觀的なものとしていわば、一般性と必然性を保持し、主張しうるところのもの、と云えようか。従って自然の合目的性の原理が一つの超越論的原理であると云うことは、この自然の合目的性と云う概念、あるいは原理によって理論上、私たちにある客觀的な認識が生れてくるものである以上、そのような客觀的認識を客觀的たらしめている条件の認識論的根拠ということになる。

「自然の合目的性」が超越論的原理である理由をカントは次の二点から指摘している。第一は、諸客觀（対象）*Objekte*についてのこの概念は、これらの諸客觀（対象）がこの原理の下に成り立っているものと考えられる限り、可能的な経験的認識一般の諸対象の純粹概念でしかなく、なんら経験的なものを含んでいない (B XXX) と云うことである。これは一般的な表現であり、より具体的に云えば、自然の合目的性の原理を前提して、はじめて

合目的性の概念は経験的客観的対象として、ある種の認識を形成するということ、しかもこの合目的性の概念そのものは、なんら経験的なものを含んだ概念ではないと云うことになろう。第二は、この自然の合目的性の概念が超越論的諸原理に属するのは、この概念が判断力の諸格率*die Maximen der Urteilskraft*から十分にみてとれる(B XXX)とする。この判断力の諸格率とはカントによると自然の探究の基礎にア・プリオリにあるものであり、自然の認識の可能性を目指すが、それは自然一般としてばかりではなく、自然統一のような特殊な諸法則の多様性によって規定された自然として、それを目ざす。またその諸格率は形而上学的な知恵の金言として現われるとし、三つの具体例を示して (B XXXI) いる。「自然はもっとも短い道をとる」*die Natur nimmt den kürzesten Weg*(lex parsimoniae), 「自然はそれにも拘ず飛躍しない、その諸変化の順序においても、種的に異なる諸形式の結合においても」*sie tut gleichwohl keinen Sprung, weder in der Folge ihrer Veränderungen, noch der Zusammenstellung spezifisch verschiedener Formen,* (lex continui in natura) 「経験的な諸法則における自然の大きな多様性は、それにも拘ずわずかな諸原理の下に統一が存在する」*ihre große Mannigfaltigkeit in empirischen Gesetzen ist gleichwohl Einheit unter wenigen Prinzipien*(principia praeter necessitatem non sunt multiplicanda) の三つである。

これらの格率はカントに云わせると超越論的原理なのである。だからこれらを経験的に基礎づけようしたり、なにか他のものに根拠づけることは出来ないのである。実際カントはこれら諸格率の起源を指示しようとを考えたり、それを心理学的な方法でこころみようすることは格率のもつてゐる意味に反する(B XXXI)としている。しかもこの判断力の諸格率が主張するところのものは、規定的判断力が機能する、いわゆるカテゴリーのような構成的原理とは異なっていることを示している。つまり、これらの諸格率は、何が生起するのか、あるいはどのように判断されるのかを主張しているのではなく、どのように判断されるべきかを主張している (B XXXI)のだという。何が生起するのか、どのように判断されるのかは、悟性がカテゴリーを形成する際に時間、空間を含む直観と結びつき、自然に規則性を与えるような仕方で構成されてゆく以上、構成的原理に基づき客觀性と必然性を獲得していくのに対して、どのように判断されるべきかはこの判断そのものの仕方にかかる。ここに於いて判断のその仕方とは、上記の三つの具体例からも明らかなように、自然統一を目指しての判断の仕方のことである。しかしこの判断の仕方を示す判断力の格率が決して経験的なものでないところに超越論的原理であるとの理由があるのである。単に経験的なものであったのなら、決してこの合目的性の概念に論理的、客觀的な必然性を付与することは出来ないはずだからである。だがもし合目的性の概念が経験的なものでないとするならば、そしてまたそれが構成的原理でもないとするならば、どのような権利のもとに私たちはこの合目的性の概念を使用しうるのだろうかという問題が生ずる。この問題がすでに保留しておいた問題の一つ、——統制的原理がもつア・プリオリな特殊

な概念とは何であるのか、に結びつく。それが超越論的原理であるからと云うのは確かにカントの一つ的回答であったし、そのための理由も示されたが、しかしそれは超越論的原理の定義に適合していること、あるいは逆に超越論的原理の定義をより充実したにすぎず、なお合目的性の概念の、基づくべき根拠は説明されていないのである。しかしカントが、自然の合目的性は諸判断の超越論的原理であり、それだからまた超越論的演繹を必要とするし、その演繹を介してそのように判断する根拠がア・プリオリな認識源泉のうちに求められなければならないと云うとき(B. XXXI), それは構成的原理におけるような強力な根拠ではないにしても、ある根拠が求められているのである。それではその根拠とは何であるのか。本来超越論的演繹は構成的原理においてのみ必要とするものであったはずである。その限りでは確かに統制的原理そのものには演繹は必要ないと云える。しかし統制的原理になんらかの正当性を主張するためには、その根拠をなんらかのア・プリオリな認識源泉に求められなければならない、その正当性の説明の根拠として、構成的原理の演繹とは異ったある種の演繹を必要としたわけであろう。それでは構成的原理の演繹とは異なるある種の演繹で、カントが示そうとしたその根拠とは一体どのようなものであるだろうか。

ここでひとつ簡単に結論を述べておこう。そして以下その結論が出てくる論点をやや詳しく述べ、最後に目的論的判断力のもつ「合目的性」の概念のもつ本質である、統制的原理が何であるかをまとめあげていこう。結論を云えばこうである。カントは悟性との類推によって、悟性によって得らるたカテゴリーによる一般的な諸法則を、全体としてまとめあげる自然統一のある必然的なもの——規則性が考えられるというのである。しかしその必然的なものが必ず存在する、あるいは存在しなければならないという根拠を私たちは認識論的には決して示すことは出来ない。なるほど経験的には、そのような自然統一は見い出しうるし、事実これからも見い出しうるかもしれない。だが経験的な統一の本質は偶然的なもの以上のものでは決してありえない。私たちの理性が自然統一として要求するものは、決して偶然的なものではなく、必然的なものなのである。というのは求めている自然統一によって首尾一貫した関連を求めようとしているからなのである。ここでカントは私たちが自然統一を考え、体系的統一を考えるとき、私たちの理性の働きとして、そこに法則的統一が含まれているということを、一つのア・プリオリな原理として判断力が仮定しているのだと云うのである。これがここでのまさに超越論的原理の本質なのである。つまり自然の合目的性の概念はそれがア・プリオリに使用されて一つの体系的統一、あるいは自然統一の認識を作りあげているという意味では、その概念なしには、このような体系的統一なし自然統一の諸認識は存在しえない。その限りにおいてある種の認識をつくりあげている一般的な条件である。しかしながら、この自然の合目的性という超越論的原理は、この原理なしには認識の客觀性としての必然性と一般性が成立しないという意味での構成的原理ではない。むしろこの構成的原理との比較から云えば、一般性はともかく必然性を全く欠いているのである。むしろ必然性は要請されているにすぎない。まさにこの必然性

が要請されていると云うこと、必然性が客觀そのものに依存されていないということが、この「自然の合目的性の概念」の本質なのである。従って一般的に示した超越論的原理の定義——その原理によってはじめて私たちの認識は客觀的なものとして一般性と必然性を主張しうるという定義——はここではあてはまらないのである。合目的性の概念においては他の要素が加わっている。すでに述べたように判断力が主觀的格率であるとか、または判断力の主觀的な原理(B XXXIV)であるというのは、この客觀にその必然性が依存していないところにその根拠があるのである。では以上の結論の論点をより詳細に述べていこう。

「ところで、しかし経験的認識の諸対象はあの形式的な時間条件以外に、なお多種類の仕方で規定的であるし、あるいはア・プリオリに判断される限りにおいて規定可能であるのだから、種的に異なる諸自然は、その諸自然が自然一般に属するものとして共通にもつところのもの以外に、なお無限に多様な仕方で諸原因でありうる。そしてこれらの仕方のそれぞれは(原因一般の概念に従って) それぞれの規則をもっているに違いない、その規則は法則であり、従って必然性をなっている。しかしながら私たちは、私たちの認識能力の性質と制限に従えば、この必然性を全く洞察しないのではあるけれども(B XXXII/X X X III)』これは経験的認識の諸対象はカテゴリーによる統一(その結果、自然の一般的法則が生じ、自然そのものに規則性を与えるのだが) 以外に、他のいろいろな統一が存在する可能性をまず示唆している。種的に異なる諸自然とは、カテゴリーによって得られた自然の一般的諸法則を全体としてみれば、種的に相異なる諸自然の集まりとなることを意味していると解せられる。そして、これら種的に異なる諸自然(それは個々のものとしては自然の一般的法則なのだが)は、それぞれの仕方で類比的にカテゴリーを使用するならば(「原因一般の概念に従って」はそれを意味すると思われるから)、種々の統一が求められるということである。もちろんここでとくに問題になっているのは、その中で自然統一ないし体系的統一ではあるけれども。これら種的に異なる諸自然は多様な仕方で諸原因であるとは、いろいろな統一の仕方を形成するうえにおいて、論理的根拠になるというぐらいの意味であろう。カテゴリーは本来、直観との結びつきにおいて、あるいは直観を素材として一つの自然法則を形成していくものであるのに対して、ここでカテゴリーは明かに、種的に異なる諸自然が直接の素材となっていて、直観との結びつきは、それぞれの種的に異なる諸自然そのものが形成されるさいになされているのだから、直観とは間接的な結びつきしかないことになる。その意味では明らかにこのカテゴリーの使用は類比的な使用である。そしてこのことが許されるならば、類比的に必然的なある規則性が十分に予想されよう。また他のところで「悟性はなるほどそれなしに自然は経験のいかなる対象ともなりえないような、自然の一般的な諸法則をア・プリオリに所有している。しかしながら悟性はさらにその上にまた、自然の特殊な諸規則における自然の或る種の秩序を必要とする、その諸規則は悟性にとっては経験的にしか知らないものであり、そして悟性に関しては偶然的なものであるのだけれども。これらの諸規則を、この諸規則がないと可能的経験一

般による一般的な類比から特殊な類比への移り行きが生じないことになるのだが、これら諸規則を悟性は諸法則として(すなわち必然的なものとして)考えなければならない。と云うのはそうでないとこれらの諸規則はどんな自然秩序をももたらさないことになるだろうから。たとえ悟性が、その諸規則の必然性を認識することも、まだ一度も洞察することが出来ないとしてもである(B XXXV)』と云っているが、主張はやはり同じである。ただ「しかしながら悟性はさらにその上にまた、自然の特殊な諸規則における自然の或る種の秩序を必要とする *einer gewissen Ordnung der Natur bedürfen,*」がやや新しい表現をとっている。つまり前者の引用文においては悟性の規定的ないし規定可能は働きを一つの根拠にして、直観を素材とするカテゴリーによる統一からカテゴリーによって与えられた諸自然法則そのものを素材として、ある統一を形成していくことの出来ることを類比的に示しているのに対して、後者の引用文では自然統一を求めることがいわば悟性の要求としていることである。またこの統一を求める規則なしには、どんな自然秩序ももたらされないと云うことによって、合目的性の概念の使用が、経験的使用とは全く異なる超越論的原理であることを示唆していることである。ここから次の一つの結論が導き出される。「それだから判断力はおのれ自身の使用として次のことをア・プリオリな原理として受け入れなければならない。すなわち特殊な（経験的な）自然法則における人間の洞察にとって偶然的なものも、しかしながらそれ自体で可能なある経験を目ざすその多様なるものの結合においては、なるほど私たちにとって測り知れないが、しかし考えられうる法則的な統一を含んでいるということである(B XXXIII)』これを要約し、且つ強調した表現をとれば、体系的統一を考えるとき、そこには法則的統一が含まれていることを一つのア・プリオリな原理として、判断力は仮定しなければならないと云うことである。云い換えれば、首尾一貫した関通を考えようとするとき、認識論的にはこのようなア・プリオリな原理を前提することを必要とするということである。しかし一つのア・プリオリな原理として判断力は、そこに法則的統一が含まれていることを仮定しなければならないとか、あるいはア・プリオリな原理を前提することを必要とするということは、一体何を意味するのであろうか。私たちは今や次のような結論に到達することが出来る。悟性の類比的使用によって、あるいは自然統一を求めるのは悟性の要求であるということによって、統一の概念を求めることが正当性が主張されて来た。悟性の類比的な使用においては、それは可能的経験の範囲を越えるかもしれないという問題が残されているものの、もしこの類比が許容されるならば、自然統一が必ず存在することを保証することになろう。しかし統一の概念を求めることが悟性の要求であり、単に主観的原理であったとするならば、それは論理的な、規則的な原理ではあっても実在的原理ではなく、自然統一が存在するかどうかは全く不明ということになろう。だがこの自然統一を求めるさいに、カテゴリーによる自然の一般的な諸法則をふまえた上で求められていると云うことは、単に悟性の要求に基づく規則的なものというわけにいかず、そこにはなんらかの実在的な自然統一が求められる可能性が生じ

てくる。つまり、悟性の統一の要求は、一方で実在的なものを含むかぎり、その本質は論理的あるいは規則的なものであったとしても、もはやなんらかの実在を含む可能性がある。カントの議論は実はここから始まるのである。すなわちこの自然統一の可能性が十分に考えられるとするならば、一体その根拠はどこにあるのか、である。そしてそれをカントは判断力、ここではとくに反省的判断力に依存させるわけである。カントははっきりと「それだから判断力もまた、自然の可能性のため、しかしここで主観的な点においてであるが、それ自身ア・プリオリな原理をもっている……(B XXXVII)」と云っている。一番はじめに示した反省的判断力の定義——自然における特殊なものを一般へと上昇すべき責務をもつている——は、いまや單なる定義ではなく、自然統一を可能ならしめるア・プリオリな原理ということになろう。しかしこの判断力は「しかしここで主観的な点においてではあるが aber nur in subjektiven Rücksicht……」と云う以上、客觀から決してうことのない主觀的原理であり、また他方自然統一が存在するとの可能性だけが一つの根拠として示されている以上、それは構成的原理のように確固たる基礎の上に立っているものではありえない。しかし主觀的な点においてであれ、判断力がア・プリオリな原理をもっていることが承認されるならば——その本質は判断力がア・プリオリな原理をもつことを前提することなのだが、構成的原理のように強力ではないにしても、それを基礎に合目的性の概念は統一を求める概念として、機能することの正当性(権利)を獲得する。それは同時に自然統一の認識を形成する上で、欠くことの出来ないものであるから、超越論的原理であると云うわけである。そしてここが微妙でややっこしいのだが、まさに合目的性の概念が超越論的原理であることを強調することによって、逆に反省的判断力をア・プリオリな原理として承認させようというのが、ここでの超越論的演繹の議論なのである。しかしここでの超越論的演繹の本質を一言で云えば、自然全体の首尾一貫した関連が見い出されるためには反省的判断力を一つのア・プリオリな原理として前提することにおいて結局のところ成立する限り、カントがどのように理屈をつけようとも十分な根拠に基づくというわけにいかず、構成的原理と比較すればするほど、その不十分さが目立つ。かえって不十分な論拠に成り立っているのがこの原理の特色であるかのようである。カントも当然のことながらこの根拠の不十分さ、この演繹の貧乏に気づいていたと云える。だからこそ「〔自然の合目的性という〕この当面の概念の、この演繹の正当性と、その概念を超越論的な認識原理として受け入れるための必然性を承認するためには、ただ次のような課題の大きさを考えるだけでいい。すなわち経験的諸法則の場合によっては、無限に多様なものを含む自然のうちに与えられた諸知覚から、ある関連した経験をつくりあげるという課題であり、このような課題はア・プリオリに私たちの悟性のうちに横たわっているのである(B XXXIV/XXXV)。」と云う。引き続く文章を含めやや拡張して表現するならば、このように無限に多様な自然の中から、わずかにしか与えられていないと思われる素材である、経験的な諸法則あるいは

は与えられた諸知覚から、一つの関連した経験をつくりあげるとき、一体何が原理として役立つかを考えたとき、自然の合目的性の概念を一つの超越論的原理として使用することの正当性が、当然出てくるとしているのである。もちろんここにはすでにカントにとって、自然全体が規則なしに考えられるときには全体としては全くのカオスが存在するだけだと認識がある。そこに秩序を与えることのむずかしさこそ、自然の合目的性の概念を使用することの正当性の一つの根拠があるわけなのである。自然全体の無秩序さについて、もし秩序としてのある法則がないとしたら当然考えられうこととして、カントは次のように云う。自然の経験的諸法則の種的な差異はその差異の諸結果と共に非常に大きいので、私たちの悟性にとって自然におけるあの理解出来る秩序を発見し、その自然の産物を類と種とに区分することは不可能であろう、また非常に混乱した無限で多様な、私たちの理解力に適合しない素材から、一つの関連した経験をつくりあげることは不可能となろう(B XXXVI/XXXVII)としている。そこに導きの糸der Leitfaden(B XXXVI)として合目的性の概念が必要なわけである。

ここですこし整理する意味もこめて、保留にしておいた二つの問題をまとめあげておこう。第一は合目的性の概念における反省的判断力にその起源をもつア・プリオリな特殊な概念とは何か、である。それはまた目的論的判断力は統制的原理であるのだから、その統制的原理がもっているア・プリオリな特殊な概念とはどういうものか、とも云い換えられよう。第二は統一の原理として自然の合目的性の概念を私たちが使用することが出来るのは、「自然について反省するためである」というときの「反省」とは何を意味するのか、ということである。今まで述べてきたことから次のように答えることが出来る。この目的論的判断力においては、合目的性の概念を超越論的原理として使用するさいに、その素材はカテゴリーによる個々の自然法則であり、それらをふまえて自然統一が達成されるというわけである。つまり「自然について反省する」とは、目的論的判断力においてはカテゴリーによる一般的諸法則をふまえること、そのことを意味し、またこれら諸法則を包摂する仕方で自然統一は達成されるのである。すでに示したように、目的論的判断力はどのように統一を達成すべきかという統一の仕方を示すものなのだから、反省とはその反省を通して統一を見い出す場合に、一方では反省の対象がなければならず、それが反省の素材としての、カオスとしての自然全体に外ならない。ところで素材としての自然全体は、個々に種的に異なるものとして、カテゴリーによる諸認識によって与えられるのであるから、カテゴリーによる一般的な諸法則のすべてということになる。そしてその反省の結果が統一原理による、秩序ある自然全体というわけである。しかし何故このように反省的であることを強く主張する必要があるのであろうか。それはすでに示したように、合目的性の概念の本質をつきつめていくとき、それは決して客観対象の概念から得られたものではなく、自然統一という人間理性の要求から出ていると云えるからであり、基本的には主観的原理(格率)に依存しているからである。しかしそれだからと云って決して任意的なものではなく

い。主観的原理が任意的なものでない一つの根拠がまさにこの「反省」にあるわけである。主観的原理が任意的でないという面だけをとれば、それは客觀に基づくと云える。だが合目的性の概念はあくまでもカテゴリーによる諸認識のように、客觀に基づくのではない。それはカテゴリーの諸認識（一般的な諸法則）をふまえる限り、自然を反省しているという意味で客觀に基づいているのであり（いわば間接的に客觀に基づいている）、カテゴリーによる諸認識のように客觀を構成するような仕方で客觀に基づいているのではない。この合目的性の概念の「権利」を認識論的に根拠づけようすると、先きに引用した文章をもとにより明確に書き換えるならば、「反省的判断力は、自然統一という認識の可能性のために、しかし主観的な点においてではあるが、それ自身ア・プリオリな原理をもっている」ということになるのである。逆に云えば、この反省的判断力それ自身に、つまり特殊なものから一般的なものを必ず求めるところを、ア・プリオリに必然的なものとすることによって、合目的性の概念は客觀性を装うことになる。「装う」とはあくまでもそれが客觀的な構成的原理としてではなく、あくまでも主観的配慮に基づく限りであり、且つ自然を反省するものである以上、いわば間接的に客觀に基づいているのである。合目的性の概念が超越論的原理であるとは、まさにここにおいて一方では客觀性を装う原理として機能することを巧みに示していると云える。そして他方、その合目的性の概念なしには自然統一の認識が成立しないということによって、ますます構成的原理であるかのような観を呈するのである。これがまさに保留しておいて問題の最初の一つ、合目的性の概念における反省的判断力にその起源をもつ、ア・プリオリな特殊な概念の意味である。「特殊な」とはそのア・プリオリ性が客觀に依存するのではなく、主觀に依存しているところにある。

カントが合目的性の概念は超越論的原理であると云うとき、カントが実はいいたかったのは超越論的原理の性格をもつと云うことであったのではなかろうか。超越論的原理とは構成的原理の意味にも解される可能性があるからである。すでに示したように少くとも、この第三批判の「序論」で述べられている、「合目的性の概念は超越論的原理である」は客觀性を装ったものであって、本質的に客觀性をもっているわけではないからである。少し想像をたくましくすれば、カントはこの合目的性にしっかりした客觀性の根拠を与えたかったのであろう。しかし実際は逆に、その客觀性の根拠づけを与えようとすればするほど、それに客觀性を与えることが出来ない結果になってしまったのではなかろうか。すでに自然の合目的性の概念が超越論的原理に属することを示すために、判断力の諸格率として、三つの形面上学的金言を示したが、他のところでも同じく自然の合目的性の概念は、自然の認識されうる秩序が可能であるということを前提にして成り立つような諸原理、すなわち超越論的原理であることを示すために、三つの原理を形面上学的金言とは異なる仕方で示している（B XXXV/XXXVI）。第一は、自然のうちには私たちにとって捕えることの出来る類と種の従属関係が存在する。第二は、諸類が相互に再びある共通の原理に従って接近しあうこと、そのことによって一つの類から他の類への移行が可能になり、そしてそのことによってよ

り高次の類へと移行が可能になること。第三は、自然の諸結果の種的な相異に対して、それと同類の異った種類の原因を想定しなければならないことが私たちの悟性にとって最初は不可避的であるように思えるが、それにも拘らず、これらの諸原因はより少数の原理の下に成り立っているかもしれない。第一は、類と種の従属関係によって自然のうちにある一つの秩序を設定していること、従って類と種の従属関係を自然のうちに認めるることは、自然のうちにある種の秩序が可能であることを前提して出てくる概念と云うことであり、第二は、ある共通な原理より、より大きな類が想定され、統一へと進行すること。これも上と同様な原理であること。第三は、本質的には第二と同じなのかもしれないが、ここでは種類の包摂関係ではなく、原因——結果の因果関係による依存関係と、同時に少数の原理による依存関係を示している。カントによるこの因果関係を一つの例とする少数の原理による依存関係も、自然の秩序が可能であるということを前提して成り立つ原理ということになろう。しかしこのような実例によってどれほど自然の合目的性の概念が超越論的原理であることを強調しても、それによって決して構成的原理のような客觀性——必然性と一般性をになった——をもつようにはなりえない。それらは結局のところ、超越論的な性格をもつということ、つまり超越論的原理であるかのようにふるまうというにすぎないからなのである。

今まで私たちは「合目的性の概念」の認識論的な根拠を主として論じてきた。つまりその概念のもつ「権利」を問うてきた。そしてカントはその概念が超越論的原理であるということによって、構成的原理であることを装うような仕方でその権利が主張されていたこと、しかし実際はそのような権利をもたないことを示してきた。だがカントが自然の合目的性は超越論的原理であるというときには、もう一つの側面をもつていいると解されるのである。それはこの統一の概念を前提して、統一のために使用するという側面であり、これを統制的原理が構成的原理からもっともはっきり区別されている点なのである。

カントはある対象の概念が与えられたとき、この概念を認識するために使用するのは判断力の仕事であって、その判断力の仕事の本質は *die Darstellung* (exhibitio) にあるとし (BXLIX), 新しい概念「描写」を導入する。「描写」とは「その概念に対応する直観をそばにおくこと zur Seite stellen(BXLIX)」であるが、この「描写」は単に目的論的判断力にだけ使われているのではなく、美感的判断力にも共通に使われているものもある。「描写 die Darstellung」自体は、どちらかというと、美感的判断力に力点のおかれた概念と思われるが、それは次章で論じよう。この目的論的判断力においては、「ある対象」とはカオスとしての自然全体であり、「その概念」とは「合目的性」であるから、その概念に対応する直観をそばにおくことを意味する「描写」とは、まさしく「合目的性の概念の適用あるいは使用」に外ならない。もっともカントはこの合目的性の概念を事物の形式に自然の合目的性をみることばかりでなく、自然目的 *Naturzweck* という概念を導入して

(BXLIX), 自然の産物が全体として自然目的をもつものと考えることをも含めてはいるが。「自然目的」の概念は合目的性の概念より、部分（特殊なもの）だけが与えられているということを示す意味では、合目的性の概念の使用（適用）においてはより明確でふさわしいかもしれない。ところでこの合目的性の概念の使用（適用）に関し、要約すればカントは次の三つの点を指摘していると云えよう。第一は、自然目的は実在的な（客観的な）合目的性の概念の描写であるが、この自然目的は悟性と理性によって（諸概念に従って、論理的に）判断すること、であり、第二は、この実在的な合目的性の概念に関しては、なんらア・プリオリな根拠は存在しないこと、従ってこの判断力は理性の必要から目的の概念を使用するために、規則を含むものであること、第三は、目的論的判断力が使用される諸条件が、はっきり規定されていることである。

第一の点はあまり問題はない。自然目的を実在的（客観的な）合目的性の概念の描写とみなす als Darstellung des Begriffs einer realen(objektiven) Zweckmäßigkeit ansehen (BL) と云われるのは、美意識判断力に比較して、それがあくまで客観的認識の構成的原理ではないにしても、なんらかの実在的認識を形成するからである。また自然目的を悟性及び理性によって判断する（BL）とするのも、合目的性（あるいは自然目的）そのものが、カテゴリーによる一般的諸法則を部分としてもつ限り悟性の働きがあり、且つそれらをふまえ、それらを包摂してより高次の、類としての特殊な法則である自然統一が、理性の推理による働きの結果として求められるのである。その意味で悟性及び理性の働きによって、自然目的あるいは合目的性による統一が得られるわけである。第二の点は、それに対してやや問題を含むようにみえる。合目的性の概念の権利に関しては、ア・プリオリな原理を前提することにおいて成立することを示したのに対し、その合目的性の概念の使用（自然目的も同様）にさいしては、権利問題におけるいわば間接的なア・プリオリな原理も承認せず、はっきりと判断力（これは明かに目的論的判断力のことを意味している）は自己のうちにア・プリオリな原理を含まず、規則を含むもの（BLI）としているからである。このことはカントの主張において「合目的性の概念」の権利に関する考え方と使用に関する考え方との間に首尾一貫しない、若干のずれが感ぜられる。しかし先の私の解釈に従うならば、すなわちカントはこの概念に超越論的原理であるという性格づけをすることによつて、なんらかの客觀性を保障しようとしたのだが、結果的には超越論的原理的な性格をもつと云うことであり、その意味ではこの合目的性の概念は超越論的性格を装っているだけであり、決して構成的原理のような客觀性——とりわけ必然性——を保持しうるものではない、と云う私の解釈に従うならば、カントの主張になんのずれもない。実際カントも判断力は自己自身ア・プリオリな原理を含まず、規則を含むものと云った少し前の箇所において、その論拠として次のように云っている。自然の客觀的目的が存在する。すなわち自然目的としてのみ可能であるような事物が存在しなければならないと云うことに関して、なんらア・プリオリな根拠も示されないし、それどころか可能性すらも自然の概念から明

らかでない (BLI) としているからである。「自然の概念から aus dem Begriffe einer Natur」は確かに合目的性の可能性すら出てこないであろう。合目的性の概念の権利に関して云えば、自然統一という認識の可能性のために、反省的判断力は、しかし主観的点においてであるが、それ自身ア・プリオリな原理をもっているのであり、その限りにおいては、自然の客観的目的が存在するという可能性は悟性の要求として、残されていたと解されるのではあるけれども。しかし合目的性の概念の使用に関しても、権利に関しても、カントの結局の主張はここで述べられているように、目的論的判断力はア・プリオリな原理をもたないとしているのだと解すべきであろう。ところでこの判断力が理性の必要から目的的概念を使用するために規則を含む、とは何か。それは私たちの統一の要求から必然性をもつものとして使用することの出来ることを意味している。しかしその必然性は決して客觀から生じる必然性ではないけれども、客觀からの必然性をもたないにも拘らず、そこに必然性を付与し、使用（適用）するやり方こそ超越論的原理の使用の本質であり、構成的原理にはない統制的原理の特色である。だが、この規則の使用は単なる一般的概念の使用ではない。規則の使用はそこに必ず「なんらかの自然統一」が求められなければならないからである。

第三は目的論的判断力の使用される諸条件が規定されていることであった。一つは使用される対象がある特定の対象であると云うこと。その一つの具体例としてカントは有機体 ein organisierter Körper を考えている。も一つの使用される条件であるが、それは多くの特殊な諸経験が扱われ、その諸経験が合目的性の概念による統一のもとにおいて、必ず考査されなければならない (B LII) ということである。これはもはや説明の必要はあるまい。有機体について一言つけ加えるならば、有機体はそれ自身として統一体と考えられる限り、合目的性の概念を使用するのは、もっともふさわしい対象と云えよう。

今や私たちは「自然の合目的性」の概念のもつ本質である統制的原理とは何かをまとめあげるときがきたようである。これは目的論的判断力の問題において、もっとも基本的な問題である。今まで統制的原理の本質をややバラバラに種々の方向から示してきたが、それもすでに見られるように、構成的原理と比較しながらであった。しかしその際、構成的原理とは何かということを十分に説明することなく、いわば既知のものとして取扱ってきた。いま、ここで構成的原理の本質の要点をすでに発表した私の論文をもとに、次のようにまとめておきたい。というのは統制的原理の本質を述べる上で、構成的原理と比較しながら述べることが、その特色を際立たせるのに都合がいいからである。^③

構成的原理は「純粹悟性概念の演繹」において中心的に述べられているというのが、まず私のカント解釈の前提である。その前提に従えば、構成的原理とは客觀的経験（あるいは認識）を基礎づけ、条件づけている原理ということになろうか。云い換えれば経験ある

いは認識が、客観的と云われる条件である。カントによれば客観的認識とは必然性と一般性（普遍性）をもつことによって特色づけられる。「必然性」は、その否定が不可能なことを意味するから、そのようにあること以外のことが考えられないことであり、「一般性」はすべての人にとってそうであることが認められることであると云えよう。客観的認識のこの「必然性」と「一般性」はどこに依存するのか。通常の経験は一般性はともかく必然性を欠く。何故なら或ることが生起する、あるいは存在することを経験的に認識するとは、どんなに確率が高くても必然性を伴わないからである。故に、この必然性と一般性を経験に基づづけようとは、基本的に誤りであるというのがカントの立場である。つまりカントによると一般性と必然性はア・プリオリな概念の性格をもっているのである。客観的な認識の、この必然性と一般性を、認識論的に他のア・プリオリな原理に根拠づけようとするのが、超越論的演繹の意図なのである。ここで詳しく述べることは避けて（詳細は前掲論文参照のこと）、結論だけを、しかも簡単に述べておこう。私のカント解釈に従えばカントの主張はこうである。認識の対象そのものとしての自然のうちには、なんら認識の一般性も必然性もなく、従って秩序も規則性もない。それにも拘らず自然のうちに秩序と規則性を認め、法則をつくりあげ、認識を構成していくのは、対象に一般性と必然性を付与する悟性の働きの結果なのである。そしてその対象に一般性と必然性を付与する悟性の根拠をたずねれば、それは純粹悟性概念であるところの諸カテゴリーに到達するのである。そしてさらにこの諸カテゴリーの成立する条件をつきつめてゆくと、私の解釈によれば、三つの条件にいたる。第一は概念と対象との必然的な結びつきがなされるということである。云い換えれば、概念が対象そのものを形成するような仕方で、対象と必然的に連関するということである。第二は、常に同一のもの=×としての超越論的対象を設定することであり、第三は、不变不動の自己としての純粹統覚の設定である。そして第一の条件がカテゴリーの必然性を、第二、第三の条件がカテゴリーのもつ一般性の根拠と解せられるということである。ところでこれらの諸条件は、客観的妥当性を形成する条件であり、且つこれらの諸条件は決して経験からは獲得されないと意味において、ア・プリオリな原理である。逆の云い方をすれば、これらのア・プリオリな原理をもとに客観的に妥当する認識が構成されるのだから、客観的認識をつくりあげるもっとも基本的な原理、すなわち構成的原理というわけである。故に、構成的原理とは、ある客観的認識がまさに客観的と云われるための不可欠の条件なのである。

それに対して統制的原理とは何か。もちろんここでは目的論的判断力における合目的性的概念としての統制的原理ではあるけれども、上記の構成的原理に比べて、もっとも顕著な点はおそらく次の三点であろう。第一は、統制的原理はその本質において、あるいはその「権利」において、構成的原理のような必然性をもたないが、ある特殊な自然認識、すなわち自然統一を求める原理であること。第二は、認識論的には必然性をもたないのに拘らず、その使用（適用）においては、必然性をもつかのようにふるまうことであり、またそ

の統制的原理の特色はどちらかというと、その使用にあるということである。そして第三に、その使用にさいしては、カテゴリーによる一般的な諸法則をふまえ、それを合目的性的概念に従い、あるいは自然目的的概念に従って自然統一を求める原理である限り、統制的原理の本質の一つは「反省」にあることである。

第一は統制的原理の認識形式と権利の問題である。この統制的原理はカテゴリーとは異なるが、やはり一種の自然認識であり、それは自然統一を求めるという、ある特殊な自然認識である。しかし統制的原理そのものは、その権利において、なんらア・プリオリな原理をもたないのは、客観的認識における必然性を欠くからである。何故なら、その自然統一という特殊な認識を形成するうえにおいて、カテゴリーによる自然の一般的な諸法則のように、客観（対象）を構成するような仕方で純粹悟性である、カテゴリーが機能するのではなく、かえって客観（対象）そのものからは自然統一という特殊な認識は必然的には出てこないのである。いわば、自然統一という特殊な認識を、悟性の要求によって客観に付与することによって、自然全体が秩序づけられるのであり、その意味においては、人間理性にとって、客観の側に、その自然統一という特殊な認識が存在することが、推測され前提されているにすぎないのである。従ってここから帰結することは、この自然統一という特殊な認識の概念は決して客観からは出てこないということであり、あるいは、この特殊な認識の概念は推測され、前提されているのであるから、なにがなんでもこの自然統一という特殊な自然認識を実在するものとみなしてはいけないということである。従って、統制的原理に基づく自然統一としての特殊な認識は、客観的に実在するものではないということが、統制的原理を「権利」の観点からみた本質である。

第二はそれにも拘らず、統制的原理の使用（適用）にさいしては必然性をもつかのように取扱うことである。「自然の合目的性の概念が超越論的原理である」はそのことを意味していた。私たちの解釈によれば、この自然の合目的性の概念がその使用にさいして、超越論的原理を「装う」ということに、あるいは超越論的原理的にふるまうというところに統制的原理の本質があった。何故ならば、一般に超越論的原理とはそれ自体客観妥当性の原理と解されるからであるが、すでちみたように、客観妥当性の原理に本来含まれている必然性を、この概念は全く欠いているからである。それではこの統制的原理の使用において、必然性をもつかのようにさせているものは何であったのか。統制的原理の本質は規則としての主観的格率にあったのである。すなわち自然の秩序の発見（それは悟性の仕事なのだが）は自然の中へ諸原理による統一を持ち込むという意図によってなされることなのである。そして自然の中へ統一のための諸原理を持ち込むということは、自然の中になんらかの必然的な連関が存在することを仮定してなされるのである。従って統制的原理の使用において、必然性をもつかのように超越論的原理を「装う」ことは、この原理が自然統一を意図している以上、自然の中に必然的な連関が存在することをすでに前提している。それを認識論的に解明するならば、反省的判断力のア・プリオリな原理を仮定あるいは前提し

ていることになる。何故なら、反省的判断力のア・プリオリな原理とは、与えられた特殊的なものから一般的なものが必ず求められることを保証するものだからである。

第三は、自然統一の原理である統制的原理の使用上の基本的条件である。すなわちカテゴリーによる自然の一般的諸法則を必ずふまえるということ、云い換えれば「自然を反省する」ということである。そして統一の諸原理が主張するのは、何が生起するのか、どのように判断するのかではなく、どのように判断すべきかという判断の仕方にかかわりをもつものなのである。その意味では、種々の統一の仕方が原理的には考えられる。しかし統一の仕方は、決して任意的ではない。たとえ自然統一が意図によってなされ、それが主観的格率に依存するとしてもである。何故ならば、それは「反省」にもとづいている限り、一面で客観的認識をふまえているからである。統一の諸原理の本質が主観的格率であっても、また統一の諸原理が種々の判断の仕方が考えられようとも、それがカテゴリーによる一般的な諸法則をふまえている限り、つまり反省にもとづいている限り、それは一方において実在的な制限を受けているのである。また統一の諸原理が判断の仕方にかかわるものとは云え、「反省」が基礎におかれる限り、もともとそれは反省の仕方にかかわるものと云える。従ってカテゴリーによる一般的な諸法則をふまえた上で、自然を反省した上で、一つの可能性として種々の自然統一の仕方が存在するということが出来るだけである。このカテゴリーによる一般的な諸法則をふまえるということ、あるいは自然を反省するということは、自然統一をめざす、種々な統一のための諸原理に対して、構成的原理のような客観性では決してありえないが、全く架空のものではないとの意味で、なんらかの実在性を示しているものとみていいのである。故に「反省」は若干ではあるが、実在性を保証する唯一の根拠と云うことが出来る。

二 美感的判断力

カントは美感的判断力の性格を次のように特色づける。「美感的判断力はそれだから一つの特殊な能力である。しかし諸物を諸概念に従ってではなく、ある規則に従って判断する一つの特殊な能力である (B LII)。」「判断力の批判において美感的判断力を含む部門は本質的に批判に属している、何故ならば、この判断力だけが自然についてのその反省の根底に、全くア・プリオリに置くところの原理を含んでいる、すなわち私たちの認識能力にとって、その特殊な（経験的な）諸法則に従った自然の形式的な合目的性を含むからである (B L) ……」「……、ある諸対象（自然あるいは芸術）についての美感的判断力は、この概念〔合目的性の概念のこと〕をひきおこすのだが、快と不快の感情に関しては、一つの構成的原理 ein konstitutives Prinzip であるけれども (B LVII)」美感的判断力が一つの特殊な能力であるとは何であるのか。「ある規則に従う」が前後関係から「合目的性」を

意味していると解せられるなら、合目的性に従って諸物を判断する、ある特殊な能力とは何であるのか。しかも美感的判断力は、目的論的判断力と同様に、ある「反省die Reflexion」をもつが、目的論的判断力が単にア・プリオリな原理を前提するだけであって、ア・プリオリな原理を含まないのに対して、美感的判断力はカテゴリーのような構成的原理とは異なる仕方で、つまり「自然についてのその反省の根底にア・プリオリな原理を含む」とはどういうことであるのか。さらに目的論的判断力がすでに示したように統制的原理であるのに、同じ判断力でありながら、美感的判断力が「一つの構成的原理である」とする根拠は何であるのか、これらがこの章において明らかにされなければならない問題である。私たちはすでに目的論的判断力を解明したのであるから、美感的判断力を解明するにさいして、時々両者を比較することによって、美感的判断力の特色を明確にしていくことになろう。

そもそも私たちは快の感情をどのように考えるべきなのであろうか。快の感情は単に一つの事実として承認するだけでいいのだろうか。カントの説明はそれと異なる。そのような事実がひき起こされる根拠がたずねられているからである。そしてカントはそれを或るア・プリオリな根拠に基づけようとする。美感的判断力は反省的判断力の一つであって、目的論的判断力と同様、快の感情は合目的性の概念によって、十分に説明されるものとするのである。

カントによると「あらゆる意図の達成die Erreichung jeder Absichtは快の感情と結びついている(B XXXIX)」のであり、もしこの意図の達成の条件がア・プリオリな表象であるならば、快の感情はア・プリオリな根拠によって規定され、且つすべての人に妥当するものとして規定されていることになる(B XXXIX)とする。しかしこの「意図の達成」という言葉は誤解を受けるかもしれない。それはなにか欲求能力の下におけるなにものかを指し示しているようにみえるからである。カントははっきりとそれを否定する。ここでの「快の感情」に関する合目的性の概念が、全く欲求能力を考慮しないからであり、従って自然のあらゆる実践的な合目的性からは全く区別される(B XXXIX)としているからである。すなわち快の感情はしかもただ「客觀と認識能力との関連によってdurch die Beziehung des Objekts auf das Erkenntnisvermögen」規定されているものである限り、美感的判断力における「合目的性」は、客觀と認識能力との間における関係なのである。意図の達成とは、客觀と認識能力との間に「合目的性」の関係が成立することなのである。「……他方二つあるいはより多くの経験的な、異質的な自然法則が、これら両者を包括する一つの原理の下において見い出されるところの一致は、目につく快の、さらにしばしば感嘆の、止むことのないこのようなものの〔快あるいは感嘆〕の根拠である、たとえすべての人がその諸法則の対象を十分に知っているとしてもである(B XL)。」二つ以上の経験的ではあるが、異質なheterogen 自然法則がある包括的な原理で一致することが発見されるということは、快及び感嘆die Bewunderungの原因なのである。異質なもの的一致感が客觀と認識能力と

の関連に基づいて、合目的性を成立せしめ、快または感嘆を生ぜしめるというのがカントの主張なのである。もしそうだとすると、私たちが経験的な概念において、類と種の区分による自然統一になんの快を感じないのはどんな理由かとの疑問が生ずる。カントに云わせるとその発見の頭初においては快を感じたのである。しかし快は次第に認識に混り込み、特に注目されなくなってしまったのだ(B XL) という。このことは美意識的判断力における快は、慣れることにより快を引き起されなくなること、つねに快はなんらかの新鮮さを必要とし、それは芸術の創造及び鑑賞に及ぶとの考え方である、というふうに解釈することが許されることになろうか。まあそれはそれとして、さらに快を引き起すための条件として、自然の判定において私たちの悟性に対して、自然の合目的性に注意を向けさせるなものかが必要なことを指摘 (B XL) している。このなにものかとは対象の形式であり、合目的性の表象をつくりあげる原因となるものであることが、のちに示される。快の反対、不快を引きおこす根拠、それは上記のことから明らかである。私たちが自然の諸法則の異質性につきあたること、異質なものが異質のままにあって、一般的な法則による包括が不可能で、合目的性へともたらされることのないことである。カントは目的論的判断力で述べた「特殊化の原理」を用いて、不快とは主観的で合目的な特殊化の原理に矛盾すること(B XI) としている。

快の根拠は意図の達成、それも美意識的判断における快は、いわば合目的性の成立するところにあること、そしてこの合目的性は客觀と認識能力との関連にあることも私たちは学んできた。しかしこの客觀と認識能力の関連とは何であろうか。カントはまた他のところで、美意識的表象の性質は客觀の表象において主觀的subjektiv であるもの、対象との関連ではなく、主觀との関連を決定するもの(B XLII) としている。この主觀的なものとはまさに客觀と認識能力との関連でもある。しかし他方でカントによると、この「主觀的なもの」は空間表象の主觀性とは全く別のものであるという。何故なら空間表象としての主觀性とは、対象の規定に役立つもの、つまり認識を構成する現象の形式としての空間の根拠を示している限り、全くそれは認識の要素なのである。それに対して美意識的表象における「主觀的なもの」とは、全く認識要素とはなりえないものだからである。この認識要素とならない主觀的なものがその表象と結びついた快ないし不快なのである。快ないし不快がなんらかの対象から発するなんらかの認識の結果であるとしても、表象の対象に関して、なにものも認識しないのである(B XLIII)。もともと「合目的性」の概念は認識要素ではない。目的論的判断力における合目的性それ自身も決して認識要素ではなかった。そこでは確かに合目的性の概念を使用することにより、自然統一のための認識を形成することに役立ったが、しかしその合目的性の概念は一つの前提、あるいは仮定であり、しかもその前提ないし仮定に基づいて、それを一つの導きの糸として、いわば指導原理としてある種の認識を形成したのであって、カテゴリーや空間・時間のように認識そのものを形成する要素ではなかった。まして美意識的判断力における合目的性は、カテゴリーや空間・時間の直

観形式のようにある客觀の認識に先行するものでもなく、目的論的判断力における合目的性の概念のように、客觀の諸認識をある統一の認識のために使用しようとするものでもない。しかしその合目的性は客觀の表象と直接結びつけられるはするが、それは全く認識要素とはなりえない主觀的なものなのである。もっともカントはそれによって生ずる快および不快の感情を、それによって表象の対象に関してはなにものも認識しないが、なんらかの認識の結果である(B XLIII)とは考えているのである。快ないし不快もやはりなんらかの広い意味での認識であり、美感能的判断力がなんらかのア・プリオリな原理を含むとするならば、それは確かに最初に述べたように、快、不快に関して一つの構成的原理ということになろう。そのときはすでにカテゴリーのような認識要素としての構成的原理（これが厳密な意味での構成的原理の意味なのだが）ではなく、認識要素ではないがある認識（ここでは快及び不快）を形成し、それも目的論的判断力のように、あの原理を前提ないし仮定するのではなく、ア・プリオリな原理を含むとの意味に拡大されて、構成的原理であると云われることになろう。それではどのような仕方で美感能的判断力は機能し、ア・プリオリな原理を含むものとされるのだろうか。何故なら、私たちはまだ少くとも美感能的判断力がア・プリオリな原理を含むことに関して、なんら理論的説明が与えられていないからである。

私たちはここで最初にもどり、カントの快と不快の感情に関する分析が、快および不快が現実に存在することから出発していること、それをア・プリオリな根拠によって説明しようとしているのだということを想起しなければなるまい。そのことはカントの次の文の解釈に基づいているのである。「それだから対象がそこで合目的なzweckmäßigと名づけられるのは、ただその表象が快の感情と直接結びつけられているからである。そしてこの表象そのものは合目的性による美感能的表象なのである。すなわち、ただ合目的性によるこのような表象が存在するのかどうかだけが問われているのである(B XLIV/XLV)。」快の感情が存在するということは、それが合目的性によってひきおこされるとするならば合目的性による美感能的判断の結果なのである。この引用文では「合目的性」あるいは「合目的な」という概念を中心に叙述されているので、全く逆の仕方で表現されてはいるが。というのは合目性と云われるのとは、対象の表象が快の感情と直接に結びつくことを意味し、この表象そのものが合目的性によって美感能的表象が生れ、その結果として快の感情が生ずるという仕方で述べられているからである。しかし問題はカントが指摘するように、このような合目的性が存在するかどうかにある。云い換えれば、快の感情はこの「合目的性」の概念が導入されたことにより、どのように説明されるのかが問われているのである。だが、この場合の「合目的性」が、目的論的判断力の「合目的性」とは異なることに注目しなければならない。目的論的判断力における「合目的性」はあくまで統一的認識を求めて

の仮定であり、前提であった。それに対して美感的判断力の「合目的性」は、少くともここまでカントの主張によれば、快の感情が存在することは同時に美感的判断力における「合目的性」が——その実体がどのようなものであれ——存在することを意味するのである。ここに美感的判断力における「合目的性」は理論的にどのように機能するのであろうかとの問が生ずる。

私たちは今、「ある対象が美しい」と云った場合を想定しよう。まず、この「美しい」と云うことによって引き起こされる「快」、それは一体何に基づくのであろうか。それは確かにおおまかに云えば、意図の達成すなわち合目的性の成立するところにあったのだが、より詳細に云えば、どう云うことになるのだろうか。カントはおそらく次のように答えるだろう。この快は、認識のように直観と概念とに結びついているのではなくて、「直観による対象の形式の単なる把握*die Auffassung(apprehensio) der Form eines Gegenstandes der Anschauung*」に結びついており、またこの把握によって、美しいという表象は客觀ではなく、ただ主觀にのみ関係づけられる(B XLIV)と。そして快は客觀が認識能力に適合*die Angemessenheit* することに外ならないこと、その適合とは、認識能力が反省的判断力において自由自在に動く*im Spiel sein* ことであり、またその認識能力が自由自在に動くということにおいて、それは客觀による単なる主觀的で形式的な合目的性*bloß eine subjektive formale Zweckmäßigkeit* を云い表わしている(B XLV)ということである。すこし解釈をほどこしておこう。快を起す最初のきっかけは第一に客觀にある。その客觀によるが、しかし対象そのものではなく、「対象の形式」であることに注目しなくてはなるまい。対象の形式である以上、物の形でもいいし、諸物の配置でもいいし、あるいはぐじやぐじやに描かれた線の魂りでもいいわけである。それを直観により把握し、それが主觀すなわちここでは結局認識能力に関係づけられ、適合せしめられるのである。この適合すること自体は合目的性が成立することであり、同時にその結果として快が生ずることになるのである。云い換えれば、この適合は「客觀による単なる主觀的で形式的な合目的性(B XLIV)」が達成されたということになるのである。しかしカントがこの適合を、認識能力が反省的判断力において自由自在に動くことであると云っているのは何を意味しているのか。「……そして対象と主觀の能力とのこの一致*diese Zusammenstimmung* は偶然であるのだから、この一致は対象の合目的性の表象を主觀の認識能力に関して引き起すのである(B XLV)」と云っていることから明かなように、この適合が偶然的であることを意味していると解される。「認識能力が反省的判断力において自由自在に動く」とは、客觀である対象の形式を直観を通して受け入れ、それを主觀における認識能力が自由自在に動くことによって合目的性を形成するような仕方で機能し、そのことによって合目的性が形成され、「ある対象が美しい」が快と共に結果すると解されるからである。「認識能力が自由自在に動く」のは「反省的判断力において」である限り、また反省的判断力は特殊なものから一般的なものが求められていくものである以上、合目的性を形成する働きをなすもの

であるのだから、認識能力は合目的性を形成するような仕方で働くこともあるれば、合目的性を形成しないような仕方で働くこともあると云うことになる。そして合目的性を形成せず、異質なものを異質なままに含んでいる場合には不快を生ずる。さらにもう一つの場合が可能性として考えられよう。認識能力が合目的性を形成せず、さらに異質なものをなんら含まないときであり、そのときは快も不快も生じない場合であろう。だから「認識能力が自由自在に動く」は、快を生ずるか、不快を生ずるか、快も不快も生じないかのいずれかにしても、一致して快を生ずるのは偶然的であって、ならびに客觀及び主觀における必然的な働きに依るものでないことを示しているわけである。このことは美に基づく快が、とりわけどのような客觀（対象の形式）において生ずるのか、なにか一定した確固たる根拠に基づくものではないこと、かえって確固たる根拠に基づかないところに、まさにこの「美の本質」があると云うことになろうか。いずれにせよ、快が生じたときには認識能力が自由自在に動くことによって合目的性を獲得したこと、そのことによって「調和感」が生じ快が生ずると云うわけである。もちろんカントは「調和感」という言葉を使用してはいない。美の本質が「調和」にあるとするならば、その調和をカントは合目的性によって説明しようとしているのであるから。

美感的判断力における「反省」も、また美感的判断力がア・プリオリな構成的原理であることも、今や私たちは次のように説明することが出来る。「反省」の対象は客觀である「対象の形式」であり、反省の結果は認識能力が自由自在に動いて一致が成立することであり、合目的性が形成されることである。そして合目的性が形成されることによってはじめて快が生ずるのであるから、この快に関して云えば、美感的判断力は明かにその快を構成する原理なのである。しかし構成的原理であると云っても、カテゴリーによる一般的諸法則のような構成的原理ではない。何故ならば、カテゴリーによる一般的諸法則における構成的原理とは、なんら「反省」を含まず、カテゴリーそのものが認識要素として、まさに直接的に客觀的対象をつくりあげるような仕方で、対象そのものを構成しているからである。それに対して美感的判断力は快に関して構成的原理であるとは云え、それは客觀における対象の形式を「反省」した結果として合目的性が形成され、それによって快がひきおこされる以上、客觀と主觀の一致、云い換えれば、対象の形式の認識能力への適合によってのみ快は生ずることになるからである。つまり対象の形式から認識能力への「反省」なくしては快が生じないと云う意味で、反省が快の不可欠な条件なのである。しかし「反省」を必要とするとは云え、それは目的論的判断力における「反省」とは異なる。目的論的判断力における「反省」は、カテゴリーによる一般的な諸法則をふまえ、それを種として、類である自然統一が求められる限り、「反省」の対象はカテゴリーによる一般的諸法則であり、「反省」の結果は自然統一の原理である特殊な法則である。合目的性の「権利」の観点から云えば、その特殊な法則が成り立つときにはじめて合目的性が成立する。あるいは合目的性の「使用」の観点から云えば、その合目的性が前提され、仮定されることによ

って自然統一の原理である特殊な法則が求められる。従って、合目的性の「権利」からも、「使用」からも、その「反省」の結果である自然統一の認識を作りあげる特殊な法則は、基礎にふまえられたカテゴリーによる一般的諸法則から、推理され、あるいは「反省」された結果としてあらわれる限りにおいて、決して客観的実在と云うわけにはいかない。なるほどカントは若干の客觀性を理論的に付与したけれども、その本質は依然、推測されたものであり、客観的に与えられているものはカテゴリーによる一般的諸法則のみだからである。それに対して美感的判断力における「反省」はその点において異なる。「反省」の結果であるべき合目的性は逆にすでにしっかりと与えられている。この合目的性がなかつたなら少くとも理論的には快は生じないのであり、美に対する快そのものは事実として私たちに与えられているからである。その意味において、美感的判断力は快に関してそれが現実に与えられ、そしてその快を生ぜしめる合目的性は理論的に快をひきおこし、快そのものを構成するア・プリオリな条件と考えられうるのだから、ア・プリオリに存在すると考えられるわけである。それは確かに反省に依存するとは云え、美感的判断力はア・プリオリな構成的原理を含むということになる。合目的性の概念は本来、快を説明するための理論的根拠ともみられるが、その概念は実際、快をひきおこす仕組み（過程）をも説明している以上、そして快がそれなしには生じないと考えられるのだから、その概念は認識要素ではないが、快の構成的原理ということになろう。

美感的判断力に関し、目的論的判断力とは異なる特色として、私たちはさらに三つの特色をつけ加えることが出来る。第一は、目的論的判断力においては合目的性の概念のために、悟性と理性が大きな役割を果したが、美感的判断力においては構想力が諸直観を概念に関連づける能力として出てくることであり、第二には、すでにふれたことだが、目的論的判断力とは異なる「描写die Darstellung」が云われていること、第三は、目的論的判断力も美感的判断力もそれぞれ自然の判定の一つの原理と考えると、自然の判定のためのその適用において前者は規定的bestimmt であるのに対し、後者は無規定的unbestimmt ということである。以下この三点に関してやや詳しく述べておこう。

第一点は、美感的判断力において構想力の働きがあらわれてくることである。すでに私たちは美感的判断力において客観における対象の形式と主観との適合を述べたさいに、その適合を「認識能力は反省的判断力において自由自在に動くことである」と云ってきた。このときの認識能力の主役こそ、直観を概念へと関連づける構想力*die Einbildungskraft* の働きなのである。カントはあの対象の諸形式による構想力への把握が生ずるのは、反省的判断力がそれら諸形式を、諸直観を諸概念へと関連づける、あの構想力の能力でもって比較することによってである（B XLIV）と述べているからである。すでに述べた「直観による対象の形式の把握」とは対象の形式を直観がとり入れ、それが合目的性の概念へともたらされる一つの過程であり、そのさいに一般に諸直観を諸概念へと関連づける能力とし

ての構想力が働くわけである。形式的に合目的性を形成するのは、与えられた特殊なものから一般を推理する反省的判断力の働きであるが、実質的には対象の形式を直観によって受け入れ、合目的性への概念へともたらす構想力の働きと解されるのである。目的論的判断力においては、合目的性の概念は与えられたカテゴリーによる一般的な諸法則から反省して得られるものであるが、この美意識判断力においては、快が事実として生じる限り、そして合目的性の概念がその快をひきおこす以上、合目的性の概念は実質的に存在すると考えられるから、単に形式的にその概念を可能にする反省的判断力だけでは不十分と考えられたのだろう。そこに対象の形式を直観によって受け入れ、合目的性への概念へともたらす、構想力の働きが、カントの理論体系のうちから導入されたのである。しかし「認識能力は自由自在に動く」ということが、偶然的という意味であると解釈してきたのであるから、その解釈に従えば、構想力は常に必ず合目的性の概念にいたるとは限らないことになろう。

第二の「描写」もこの構想力の働きに関連する。目的論的判断力では「描写」は合目的性の概念の使用に関連していた。というのは「描写」とは、すでにその定義を示しておいたように「その概念に対応する直観をそばにおくこと *zur Seite stellen*」であったから、合目的性の概念の超越論的原理としての使用を意味していた。それに対して美意識判断力における「描写」に関して、カントは私たちにとって目的であるところのある対象の、あらかじめ把握された概念を実現するとき、芸術におけるようにこのこと〔その概念に対応する直観をそばにおくこと、すなわち描写すること〕は私たち自身の構想力によって生じる(B XLIX)と云っている。このときの構想力は明らかに、先に示した直観をとり入れ概念へともたらす構想力とは異っている。「描写」における構想力は逆にまずある対象のあらかじめ把握された概念であって、それを「描写」によってその概念に対応する直観を与えるからである。「実現する *realisieren*」とは概念であったものを直観へともたらすこと、現実に直観しうるものとすることをここでは意味しているからである。もっと端的に表現しよう。「描写」とは明らかに芸術作品が構想力によって創造されることを意味している。作家が頭の中に概念としてもっているものを直観化すること、具体化すること、作品化することである。そしてそのとき構想力はある対象の概念を、その概念に対応する直観でもって表示することであり、それはあらかじめ把握された概念を実現するということである。それならそのことに対して、直観から概念へともたらす構想力は一体何を意味すると解せられようか。それはある対象の形式を直観によって取り入れ、結果的に快をもたらすものとして機能する構想力であるから、自然美や芸術作品の「鑑賞」に対応するといえよう。とするならば、構想力は自然美や芸術作品の鑑賞による、美の快感において機能するばかりでなく、それは芸術の創造においても機能するというようにも解されよう。構想力本来の働きは、直観から概念への中間項としての働きとして説明されてきたが、少くともこの「序論」においては、すでにみてきたように、「描写」ということによって、概念から直観

への中間項としての機能が構想力に付されているのである。おそらくカントの哲学上の意図は、この構想力によって、自然美及び芸術の「鑑賞」と同時に、芸術の「創造」をもすべて説明しつくすことが出来るというところにあったのかもしれぬ。

第三の点に関してカントは次のように云う。「しかし自然の判定の一つの原理として、ある事物の形式に基づいて、私たちの認識能力との主観的関連において自然のある合目的性をそれ自身云い表わしている超越論的原則は、どこで、どのような場合において私が、ある産物を合目的性の原理に従って判定するものとしてその判定を扱うべきであり、そしてかえって単に一般的自然法則に従って判定を扱うべきでないとするかを、全く無規定のままにしているのである。そして〔この原則は〕趣味においては、その産物（その産物の形式）と私たちの認識能力との適合（この適合は概念との一致によるのではなく感情によって決定されるのだが）を処理することを、美的判断力にゆだねている（B LI）。」ここで超越論的原則*der transzendentale Grundsatz*は超越論的原理*das transzendentale Prinzip*と同じ意味とみてよからう。第二点で述べたこと——概念から直観への中間項としての構想力の働き——を認めるならば、目的論的判断力において「権利」と「使用」の二面をもっていて、超越論的原理（あるいは原則）がその使用（適用）の側面を示していたのと同様に、美的判断力においてもすでに示したように、自然美及び芸術の「鑑賞」の側面と芸術の「創造」の二面があると解釈することが出来るのだから、この「創造」の側面における構想力の働きを認めるならば、それは合目的性の概念がさきに与えられているから、ここでも超越論的原則（あるいは原理）が主張出来るわけである。しかしその適用の仕方は全く異っている。何故なら目的論的判断力においては、その適用の条件がはっきり規定されていたのに対して、美的判断力においては、その適用の仕方は、全く無規定的 *unbestimmt* であるということである。つまりその適用が無規定的とは、結局次のことを意味すると解せられる。美（またはそれに伴う快）はその産物の形式と私たちの認識能力との適合において生ずるだけであり、いかなる場合にその適合が生ずるかは全く無規定的というわけであろう。そしてこれが超越論的原理として、つまり芸術の「創造」として適用される限り、どのような適用が美を生みだすのかは全く不確定であることを意味する。逆に「鑑賞」においても美を伴う快がひきおこされることが、全く偶然的 *zufällig* であったことに対応するのである。つまり「美」（あるいは「快」）とは、その「鑑賞」においても「創造」においても、一方では偶然的、他方では無規定的であるという不確定な要素を含むところにその本質があると云うことになろう。

最後に、厳密な意味での構成的原理と比較するために、少しばかり美的判断力における合目的性の概念の必然性と一般性とについて述べておきたい。「この対象の形式（感覚としてその対象の表象の実質ではなく）が、この対象の形式についての単なる反省において（その対象から得られる概念を意図しないで）、このような客觀の表象に関する快の根拠として判断されている。すなわち、この客觀の表象と共にこの快はまた必然的に結びつけ

られて、判断されるのであり、従って単にこの形式を把握する主觀にとってばかりでなく、あらゆる判断する人にとっても全般的に、判断されるのである。そのときこの対象は美しいと云われ、そしてこのような快（従ってまた一般的に妥当して *allgemeingültig*）によつて判断する能力は趣味 *der Geschmack* と云われる (B XLIV/XLV)。快の根拠の一つが客觀における対象の形式にあり、も一つがその反省にあることを指摘したうえで、快は客觀における対象の形式と必然的に結びつけられて判断されること、そしてまたその判断が、主觀にとってばかりでなく、判断する人すべてにあてはまるものとしてなされるとする限り、確かにこの美感的判断力において必然性と一般性が主張されている。しかしこの必然性はカテゴリーのような構成的原理でないことはすでに指摘しておいた。つまり美感的判断力において合目的性の必然性は「反省に基づいて」いる限り、カテゴリーのように直接に対象を構成するのではなく、客觀における対象の形式を一度主觀において、つまり構想力の働きを通して直観から合目的性の概念をつくりあげ、そのことによって快が生じるという過程を経る。美感的判断力は快に関して構成的原理を含むとはいへ、主觀への反省によるために間接的な働きを介して行われるのである。またここでいう「必然性」とは、客觀における対象の形式と主觀における構想力による合目的性との適合が「偶然的」であるということとは矛盾しない。何故なら「偶然的」と云われるのは合目的性の概念を形成するかしないかということに関して云われるからである。云い換えれば、快を生ずるか、不快を生ずるか、快も不快も生じないかに関して偶然的なのである。「必然的」と云われるのは、あくまでも快を生じる場合であり、その必然性は客觀における対象の形式と主觀における構想力による合目的性との関連の仕方に関して云われているのである。つまり対象の形式は快が生ずる限り、主觀における合目的性の概念と必然的にむすびついているのである。私たちは可能性としても、対象の形式と主觀における合目的性が必然的に結びつく場合と、対象の形式と合目的性が形成されない場合——その場合には異質なものを異質なままに含んで不快を生ずる場合と、全くなんの合目的性をつくらない場合——とが考えられるが、さらにも一つ、対象の形式がないのに合目的性の概念が形成される場合を考えられるかもしれない。事実カントはそのような場合を考え、それを崇高なもの *das Erhabene* とよんだと解せられるのである。何故なら、崇高なものはカントによると、対象の無形式 *die Unform* に従うもの (B XLVIII) としているからである。カントがこのことによって云いたかったのは、対象の無形式であるにも拘らず、主觀において合目的性を形成する場合を考え、それを崇高なるものの感情であると云いたかったのであろう。

他方、一般性に関してはどうか。どうもカントは十分な根拠を示していないように思う。ある個別的な経験判断 *ein einzelnes Erfahrungsurteil* —— 例えば、ある水晶に水滴が動くのを知覚した場合 —— の場合、ほかの誰れもが同様にこの判断を見い出すことを当然のこととして要求する。それと全く同様に、カントによると「快」の判断の場合、この判断が経験的で、個別的な判断であるにも拘らず、当然のこととしてあらゆる人の同意 *jeder*

manns Beistimmungを要求する(B XLVI/XLVII)とは云っている。そして「何故なら、この快に対する根拠は、反省的判断力の、一般的ではあるがしかしながら主観的な条件のうちに見い出されること、すなわちある対象（それが自然の産物であろうと芸術の産物であろうとも）を、あらゆる経験的認識に対して要求される、認識能力（構想力と悟性）相互間の関連でもって、合目的な一致をすることにおいて見い出されるからである(B XLVII)。」と云っているだけである。ここでは客觀とそれに対応する主觀における反省の仕組みが説明されていて、その仕組みがすべての人にあてはまると言ふことが主張されているとしても、私がすでに説明しておいた、カテゴリーにおける構成的原理のような客觀性の根拠は少くとも示されていないように思う。つまり厳密な意味での構成的原理で示された、常に同一なもの=×としての超越論的対象の設定、そして不变不動の自己としての純粹統覚の設定が、ここにも要求されているのかどうかをカントは示していない。あるいはそれに代る客觀性の根拠が少くともこの「序論」においては示されていないからである。

三 中間項としての判断力

私たちは目的論的判断力と美感的判断力の本質をそれぞれ追求してきた。統制的原理を含むのが目的論的判断力であり、ア・プリオリな構成的原理を含むのが美感的判断力であった。しかし両者は同じ「合目的性」の概念によって説明され、それは反省的判断力に基づくものであった。従ってここでのテーマはある種の認識能力——一方は目的論的認識の他方は快と不快の感情についての——である判断力が、カントの哲学体系のうちでどのような地位を占めているのか、そしてそのような地位を占めさせている根拠は何であるのかを示すことである。

私たちは第一章及び第二章で解明してきたことから、「第一版のための序文」でカント自身が提示した三つの問題のうちかなりの部分が明かになっている。カント自身が提示した問題をもう一度示してみよう。（一）私たちの認識能力の秩序において、悟性と理性の間で中間項をなしている判断力は、それ自身だけでア・プリオリな諸原理をもっているのかどうか。（二）これらの諸原理は構成的なのか、それとも単に統制的なのか。（三）判断力は（悟性や理性のように）認識能力と欲求能力との間における中間項としての快と不快の感情に規則をア・プリオリに与えるのかどうか。すでに明らかになっていることをまとめて云えば、次のことである。判断力は二つの仕方で機能するということであり、一つは目的論的判断力として、も一つは美感的判断力としてである。そして目的論的判断力は統制的原理を含み、それ自体ア・プリオリではなく、美感的判断力は構成的原理を含むが、カテゴリーのようなア・プリオリな構成的原理ではないにしても、快と不快の感情に関して、ア・プリオリなものを含んでいる、ということである。しかし上記の問題のうち、明

確になっていない部分がある。それは認識能力の秩序において、どうして悟性と理性の中間項としての判断力があらわれてくるのかという一点である。そしてまた、その中間項としての判断力が、またどうして快と不快の感情という、認識能力とも欲求能力とも異った、も一つの心の能力を形成するのかという問題である。そもそも悟性と理性の中間項を考えること自体が果して可能なことなのであろうか。

「第一版のための序文」でカントは、判断力の批判が純粹理性の批判の一つの特殊部門として als ein besonderer Teil 取り扱われないならば不完全 unvollständig となるだろう、と云い、さらに次のように述べている。「……判断力の諸原理は、純粹哲学の体系内では理論的部門と実践的部門との間にいかなる特殊な部門を形づくることが許されないにも拘らず、それなのに万一の場合には、この両部門のいずれにも一時的には gelegentlich 結びつけられうるのだが (B VI)。」目的論的判断力の性格を十分に理解している私たちにとって、この文章は容易である。両領域（理論的部門と実践的部門）の間に特殊部門をつくることは許されないが、しかし一時的に結びつけることの出来ることを示しているからである。これはまさしく、判断力の、それも目的論的判断力の統制的原理に依存して達成されるということである。統制的原理は両領域を結合することの可能性を示しているが、両領域を結びつけるためのある特定の領域は認められていないのである。と云うのは、領域とはカントによると立法的 gesetzgebend であること、従ってそれは理論的部門としての認識能力と実践的部門としての欲求能力においてのみ認められるからである (B XVI / XVII)。さらに詳しく、しかも要点のみを云うならば、「哲学一般の領域について vom Gebiete der Philosophie überhaupt」の項において、カントはある地域 ein Boden (territorium) と領域 das Gebiet (ditio) とを区別し、地域とは「私たちにとって認識が可能であるところのこの分野の部分 der Teil dieses Feldes (B XVI)」であるとし、領域とは「これら〔認識能力の諸概念〕が立法的であるところの地域の部分 (B XVI)」であるとしている。つまり地域とは認識可能な対象範囲であり、領域とは地域の一部分で且つ認識能力の諸概念が立法的であるところの地域である。カントは私たちのすべての認識能力は二つの領域をもつものとして、自然概念の領域 das Gebiet der Naturbegriffe と自由概念の領域 das Gebiet des Freiheitsbegriffs (B XVII) を考えているから、それは理論的部門と実践的部門、言い換えれば第一批判と第二批判で主として取扱われたところであるということになる。従ってこの二つの領域を含めたすべての地域こそ、統制的原理が機能する範囲となり、また両部門を一時的にではあるけれども、結びつけることが可能になるというわけである。一時的 gelegentlich とは、すでに述べた統制的原理の本質から明らかなように、ア・プリオリな原理によって結合がなされるのではなく、ア・プリオリな原理を仮定、あるいは前提することによって結合されること、と解されるからである。ところでこの統制的原理によって結びつけられるこの二つの領域は、二つの異なる領域 (B XVIII) であるという。また悟性と理性は経験の同一の地域において異なる立法をもつが、両者とも他方を妨げず、そればかりかこの二つ

の立法の共存が可能であることを、「純粹理性批判」で示した(B XVIII) という。つまり共存可能とすることに反対する異論が弁証論的仮象であることを暴露することによって示したとするのである。これは明かにアンチノミーのことを、そしてそのアンチノミーを避けるために現象と物自体を区分するという、カントの基本的な考え方に関するものであるが、このことに関して私たちはこれ以上ふれることにしよう。とにかく、この二つの領域の間には「見渡すことの出来ない一つの割目 eine unübersehbare Kluft (B XIX)」があるとするのである。両者が相互に他方を妨げないということは、両者が互いに独立的であることを意味するから、本来独立的なものを結びつけるということは果して可能なことなのだろうか、との問題が生ずる。結論を云えば、カントはその両領域を結びつける根拠があるとするのである。

両領域を結合する可能性の根拠を簡単に云えば、超越性的なものの世界は感性的なものの世界に影響を及ぼすものであり、「すなわち自由概念はその法則によって課せられた目的を感性界において実現すべきである(B XIX)。」と云うことにある。このことは自由に基づく人間行為の意志の決定が、行為として現実となるのは現象における感性界においてであることを意味している。つまり、自由に基づく意志から発した行為が現実にあらわれることは、両領域の結合の可能性を示す一つの根拠なのである。「……したがって自然はその形式の合法則性が自由法則に従って、自然のうちに実現されるべき目的の可能性と少くとも調和するというように考えなければならない (B XIX/XX)」のだから、自由概念が感性界において実現されるべきであるのなら、自然の合法則性は自由概念に従った目的と調和すべきものなのである。超感性的なものと感性的なものの統一の根拠が、以上の理由から存在しなければならないというわけである。そしてカントはこの統一の根拠についての概念の性格として、理論的なものでも、実践的なものでもなく、また固有の領域をもたないにしても、一方の思考法から他方の思考法への移行を可能にするもの (B XX) であると考えているのである。これこそすでに私たちが目的論的判断力において示したところの統制的原理なのである。さらにも一つ、自然概念と自由概念とを結びつける媒概念としての判断力に言及しているところを引用しよう。「これ〔完極目的の可能性の条件〕をア・プリオリに、そして実践的なものを考慮しないで前提するところのもの、すなわち判断力は自然概念と自由概念との間に媒介的な概念を、すなわちこの概念は純粹な理論的理性から、純粹な実践的理性への移り行きを可能にさせ、前者〔自然概念〕に従った合法則性から、後者〔自由概念〕に従った究極目的への移り行きを可能にさせるのだが、その概念を自由の合目的性の概念において提供するのである。何故ならこのことによって、ただ自然において、そして自然の諸法則の一致でもってのみ現実のものとなることが出来る、究極目的の可能性が認識されるのである (B LV)。」ここで判断力は自由概念と自然概念との媒概念であること、そして両概念相互の移行を可能にさせるものであり、それを可能にさせるものこそ自然の合目的性の概念にあるというのである。すでに述べたことから明かな

ように、この自然の合目的性の概念こそ、目的論的判断力が統制的原理としてア・プリオリに前提するところのものなのである。とにかくここにおいて判断力（目的論的判断力）は固有の領域をもたないにせよ、両領域を結びつけるものとしての地域をもつにいたるのである。しかし判断力には美感的判断力としての機能の一面をもつ。これに関してカントは果してどのように考えているのか。

「「哲学の二部門を一つの全体へと結合する手段としての、判断力の批判について」」の項において、自然概念の領域をもつ悟性と自由概念の領域をもつ理性について言及したのちカントは大胆にも次のように云う。「しかしながら上級の認識能力の家族のうちに in der Familie der oberen Erkenntnisvermögen さらにまた、悟性と理性との間に一つの中間項 ein Mittelglied が存在する。これが判断力である(B XXI)」という。そして、この判断力に関して次のような類推に従って推察する根拠をもっているとする。判断力はたとえそれ自身立法的ではなくても、法則を求める固有の原理を、単に主観的な原理を、それ自身のうちにア・プリオリに含んでいる。そしてこの原理の性格を、なんらかの地域とこの原理が通用しうるこの地域のある種の性質をもつといい、統制的原理を含む目的論的判断力の存在を暗示する。そして「これに加えて（類推に従って判断すると）、しかしさらに判断力を私たちの諸表象力の別の秩序と結びつける一つの新しい根拠があらわれてくる(B XXII)……」として、次のような結論を導き出す。「といふのはあらゆる心的能力あるいは性能は三つ〔の能力あるいは性能〕に還元され、これらの諸能力はさらにある一つの共通の根拠からは導き出されない。すなわち認識能力 das Erkenntnisvermögen、快と不快の感情 das Gefühl der Lust und Unlust そして欲求能力 das Begehrungsvermögen である(B XXII/XXIII)」もはやこれ以上還元することの出来ない三つの諸能力があつて、それは認識能力、欲求能力であるというわけである。快と不快の感情、そしてこれらはただ、あらゆる心的能力（あるいは性能）は何か、あるいはどのような能力が属するのか、ということから、類推によって判断されたというわけである。これはやや唐突である。美感的判断力が中間項としての性質より導き出されたのではなく、あらゆる諸能力（あるいは性能）より導き出されているからである。目的論的判断力は二つの領域を結合するものとして両領域の中間項としての性格を確かにもつことは出来る。目的論的判断力それ自身は、すでに私たちの論究から明らかのように、なんらア・プリオリな原理を含まず、それは立法的ではないのだから、それ自身の固有の領域をもたないにも拘らず、である。しかしこの美感的判断力は、快と不快の感情についてア・プリオリな原理をもつとは云え、中間項としての性格をそれ自身の性格から導き出したとは云い難い。残念ながらカントはそのことをはつきりとは指摘していない（少くともこの「序論」において）。強いて首尾一貫した理論となるように私たちが解釈しようとするならば、次のように云えるよう思う。中間項としての性格をもつ目的論的判断力は合目的性の概念を（ア・プリオリな原理としてではなく、ア・プリオリな原理を前提することによってではあるが）含む。そして合目

的性の概念を含むものがさらにも一つある。それは私たちの心的能力の一つである快と不快の感情であり、それは美感的判断力にその根拠をもつ。逆に云えば、美感的判断力は、快と不快の感情に関して、ア・プリオリな原理である合目的性の概念を含んでいるのである。すなわち美感的判断力が中間項としての性格をもつと云えるのは、目的論的判断力の統一の原理としての合目的性の概念に依存するというわけである。美感的判断力も合目的性の概念を含むから、同じ合目的性の概念をもつものとして、本質的に美感的判断力は目的論的判断力と同等の中間項としての性格をもつというわけである。判断力を悟性と理性の中間項的な性格をもつとする根拠も同様に理解される。認識能力にとって悟性が立法的であり、欲求能力にとって理性が立法的であり、この二つの領域を結びつけるのが目的論的判断力である限り、悟性と理性の中間項として判断力が存在すると云うことが出来るわけである。もちろんこの場合の判断力とは、目的論的判断力にしろ、美感的判断力にしろ、合目的性の概念を含むかぎりでの反省的判断力なのであるのだけれども。従って判断力が悟性と理性の中間項的な性格をもつものとすることも、美感的判断力に基づく快と不快の感情が、認識能力と欲求能力の中間に存在するということも、すべて目的論的判断力の統一のための原理としての合目的性の概念に依存するというのが私たちの解釈である。もちろんこの解釈に、とくに美感的判断力に関する快と不快の感情について、異論が予想される。カントはこの第三批判の「序論」の最後(B L^{VII})で、あらゆる体系的統一に従ってあらゆる上級の能力の一覧表を示しているが、そこでは快と不快の感情は、認識能力と欲求能力との中間に位して、その中間性を示しているのに、上記の解釈によれば、目的論的判断力の合目的性の概念を通して間接的に中間的な性格が示されているにすぎないのではないかとの異論である。それに対して私たちは次のように答えよう。確かにそのとうりである。しかし逆に私たちは表に示されているような、はっきりした形での快と不快の感情の中間的な性格をカントは一体どこで示しているのか、と問い合わせ返すだろう。何故なら私たちが今までみてきた限りでは、両領域をまとめるという統制的原理を含む目的論的判断力のみが、ア・プリオリな原理を含まないという点では不十分であるが、もっとも中間項的な性格を示していると云えるからである。結論を云えば、美感的判断力に関して、快と不快の感情の中間性をカントは必然性をもって示すことに成功していないというのが、私たちの結論なのである。しかしごく簡単にのべたように判断力一般は合目的性の概念を含むのだから、カントの表が誤りというわけでは勿論ない。目的論的判断力の合目的性の概念を十分に考慮し、且つ美感的判断力が少くとも原理として合目的性の概念を含む限り、それは確かに主張されうことなのであるから。

以上の私たちの解釈に基づくならば、以下のカントの主張もそれほど唐突ではなくなってくる。例えば、二つの立法的な領域が存在することを示したのちに「ところで認識能力と欲求能力とのあいだに快の感情が含まれているのは、ちょうど悟性と理性との間に、判断力が含まれているのと同様である(B XXIV)。」またそれにひき続いて「それだからあら

かじめ推察しうることは、判断力も同様にそれ自身でア・プリオリな原理を含んでいること、そして快と不快は欲求能力と必然的に結びついているのだから（……省略……），純粹認識能力、すなわち自然概念の領域から自由概念の領域へのある移行をひき起すだろう、それはちょうど判断力が論理的使用において悟性から理性への移行を可能にさせたのと同様である(B XXIV/XXV)」と。また他のところで、悟性、理性、判断力の三つの能力がそれぞれ超感覚的基体 *ein übersinnliche Substrat* とのかわり合い方において、判断力が悟性と理性の中間的性格をもっていることを示している箇所 (B LV/LVI) がある。この超感性的基体とはここでは今、理論的根拠ぐらゐの意味に解してよかろう。あるいは物自体といつてもいい。例えば悟性に対応する超感性的基体とは、自然が現象として認識されるわけだが、まさにその現象そのものを悟性によってひきおこせるところの、理論的根拠としての物自体というわけである。いまはこの超感性的基体とは何かは問題にせず、それぞれの三つの能力がどのようなかわり合い方をしているのか、そのことだけに注目して欲しい。カントによると悟性は自然に対するア・プリオリな法則の可能性によって、自然が私たちによってただ現象として認識されるということの証明を与えること、従って同時に自然の超感性的基体への指示 *die Anzeige* を与えること、しかしこの基体を完全に無規定的 *gänzlich unbestimmt* なままにしておくこと。それに対して理性は、ア・プリオリな実践的法則によってこの同じ超感性的基体に規定 *die Bestimmung* を与える。判断力は中間的な性格を表わしていて、自然を判定するア・プリオリな原理によって、自然の可能的な特殊な法則に従って、自然の超感性的基体（私たちのうちにあるものもまた同様に私たちの外にあるものにも）に、*知的な能力* によって規定可能性 *Bestimmbarkeit durch das intellektuelle Vermögen* を与えるとしているのである。超感性的基体に対して悟性は全く無規定のままであり、それに対して理性は規定を与え、そして判断力は規定可能性を与えるというわけである。確かにこの点に関して判断力は両能力の中間的性格をもつとは云え、それによって美感的判断力における快と不快の感情が、認識能力と欲求能力の中間的性格を確保したことには、決してならないだろう。

〔注〕

- ① *Kritik der Urteilskraft* の第二版に基づいて表示する。
- ② ここで述べられている「特殊化の原理」は純粹理性批判の「付録」(B686) で述べられている原理の意味と異なる。「付録」で述べられている「特殊化の原理」は「同一性の原理」に対立し、差異を見い出し、細分化をさせる原理として機能している。詳しくは拙稿、「カントの理性の統制的使用について」(P.8, P.14, P.17)(「人文」第三号 鹿児島県立短期大学人文学会論集 1979.6.30) 参照のこと。
- ③ 拙稿; カントの第一版における「純粹悟性概念の演繹」(「人文」第四号 鹿児島県立短期大学人文学会論集 1980.6.27) 参照のこと。
- ④ *Kritik der reinen Vernunft* (A84—130, B116—169)
- ⑤ 拙稿; カント第一版における「純粹悟性概念の演繹」(P.8~10) 参照のこと。